

## 上天草市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 上天草市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成に関する協議及び交通計画に基づく事業の実施に係る連絡調整を行うものとする。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、熊本県上天草市大矢野町上1514番地上天草市役所大矢野庁舎内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 交通計画の作成又は変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画に基づく事業の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) きんぱーるバスターミナルの維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の委員)

第4条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 上天草市長又はその指名する者
- (2) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者
- (3) 当市において事業を営む一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 当市において事業を営む一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 第3号及び前号の事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 当市において事業を営む一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 住民及び利用者の代表
- (8) 道路管理者、警察署、学識経験者その他協議会が必要と認める者

2 協議会にアドバイザー等を置き、助言等を求めることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(届出)

第6条 委員は、その氏名及び住所(委員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 前項の役員は、第4条第1項の委員の中から協議会の会議（以下「会議」という。）において選任する。

（役員の仕事）

第8条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第9条 会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の協議に当たっては、関係者間の合意形成を目指して、十分議論を尽くして行うものとし、議決の方法は、出席者の過半数の同意によるものとする。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 会議は原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認められるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重するものとする。

（幹事会）

第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）

第12条 第3条各号に掲げる事項については、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ幹事会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、上天草市企画政策部企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長を置き、企画政策部企画政策課長がこれに充たる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

5 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

（業務の執行）

第14条 協議会の業務執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

(1) 上天草市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(2) 上天草市地域公共交通活性化協議会財務規程（以下「財務規程」という。）

（経費の負担）

第 15 条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（事業年度）

第 16 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（資金の取扱い）

第 17 条 協議会の資金の取扱方法は、財務規程で定める。

（監査）

第 18 条 監事は、協議会の会計監査を行う。

2 監事は、会計監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第 19 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第 20 条 会議に出席した委員等は、当該会議へ出席したときは、報酬及び費用の弁償を受けることができる。ただし、これに代わる対価を別に得ている者については、この限りでない。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、上天草市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年 3 月 31 日条例第 33 号）に準ずる。

（協議会が解散した場合の措置）

第 21 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第 22 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成 24 年 3 月 27 日から施行する。

2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第 5 条第 1 項の規程にかかわらず、平成 25 年 8 月 14 日までとする。

3 協議会の設立初年度の会計年度については、第 17 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

附則

1 この規約は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

附則

1 この規約は、令和 4 年 6 月 24 日から施行する。

## 上天草市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上天草市地域公共交通活性化協議会規約第13条第4項の規定に基づき、上天草市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

(専決事項)

第3条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第4条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、上天草市文書管理規則（平成16年上天草市規則第9号）に基づき取扱う。

(公印の取扱い)

第5条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、上天草市公印規程（平成16年上天草市訓令第3号）に基づき取扱う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成24年3月27日から施行する。

別表（第5条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
上天草市地域公共交通活性化協議会会長之印	上天草市地域公共交通活性化協議会会長之印	てん書	方 24	会長名をもって発行する文書及び通帳印	1	事務局長

## 上天草市地域公共交通活性化協議会財務規程

(目的)

第1条 この規程は、上天草市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第19条の規定に基づき、上天草市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会計の処理に関する基準を確立して、協議会の業務の適正かつ能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、上天草市からの負担金及び補助金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、上天草市予算事務規則（平成16年上天草市規則第33号）に基づき行うものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次回の協議会の会議（以下「会議」という。）までに協議会へ報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 協議会出納員（以下「出納員」という。）を事務局長が行うこととする。

2 出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、上天草市会計事務規則（平成16年上天草市規則第34号）に基づき行うものとする。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第18条の規定に定められた監事の会計監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附則

この規程は、平成24年3月27日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第2回の」に読み替えるものとする。

#### 別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

#### 別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費